

お客様にお伝えしたい「お役立ち情報」をお届けします！



ジムっ鬼ー通信

4 2023
月号

編集担当者からひとこと 地図の日（最初の一步の日）！

いつも大変お世話になっております。杉屋事務器の中原です。新型コロナウイルスの感染には十分気を配り、健康にご留意ください。

地図の日(最初の一步の日)はご存じでしょうか。今ではスマートフォンやタブレットなどで日本地図を簡単に見ることや検索して調べることが出来ます。その日本地図を作るために測量して完成させたのが皆さんもご存知の伊能忠敬であります。その伊能忠敬が蝦夷地の測量に出発した日とされているのが4月19日とされています。その後、16年にわたって測量をして歩き、本格的な日本全土の実測地図である『大日本沿海輿地全図』を完成させ、国土の正確な姿を明らかにしました。この地図は、江戸幕府の事業として測量・作成が行われたもので、その中心となって製作した彼の名前から「伊能図(いのうず)」とも称される。実際に地図が完成したのは伊能の死後、1821年(文政4年)に完成したようです。縮尺36,000分の1の大図、216,000分の1の中図、432,000分の1の小図があり、大図は214枚、中図は8枚、小図は3枚で測量範囲をカバーしている。この他に特別大図や特別小図、特別地域図などといった特殊な地図も存在するようで、すべて手書きの彩色地図となっています。伊能忠敬が作成した地図を調べて、今の地図を見比べてみると本当に正確な地図であることが分かります。是非、地図を見比べてみてください！



Topics

01 電子帳簿保存法対応オススメサービス！！



RICOH 証憑電子保存サービス

公益社団法人日本文書情報マネジメント協会の「電子取引ソフト法の要件認証」「スキャナ保存ソフト法の要件認証」を取得しております。

利用料金
月額3,000円～

RICOH電子帳簿保存法に関する動画！



業務効率化サービスとの連携で二度手間なく保存！

受領証憑



発行証憑



「リコー教えて！電子帳簿保存法」

電子帳簿保存法に関するナレッジを蓄積！

経理業務の電子化による生産性向上にお役立てください。



杉屋事務器のイチオシ商品はこれ！

02 新商品のご案内

三菱鉛筆

ジェットストリーム4&1 バンブー 税込¥2,000(本体¥2200)

ジェットストリーム4&1に新商品が登場！ペン軸に竹材を使用した商品です。竹素材の美しさを生かして細部まで竹の軽やかさをイメージできるデザイン！竹は成長が早い潤沢な資源であり、見た目の軽やかさや耐久性から、化粧品容器や日用雑貨、家具など幅広い用途で世界的に採用されている環境素材です。また、天然素材ならではの個体差もお楽しみいただけます。

JETSTREAM 4&1

BAMBOO



杉屋事務器の最新情報や文具の豆知識などご紹介♪

03 新入学・新学期用品が入荷！

新学期応援セール！！

いつも杉屋事務器をご利用いただきありがとうございます。

今月も新学期応援セールを開催中！
新学期に向けてノートや鉛筆など様々な準備や進学、就職のお祝いの贈り物などプレゼント包装もさせていただきます。

是非、杉屋事務器をご利用ください！



お店で
お待ちしております！

お客様にお伝えしたい情報をお届けします！

発行：株式会社杉屋事務器

URL: <http://www.sugiyama.co.jp>

杉屋事務器からのお知らせ

杉屋事務器

検索



本社: 千473-0917

愛知県豊田市若林西町西山15(高岡中学校前)

TEL: 0565-52-3736 FAX: 0565-52-8783

電子帳簿保存法 Q & A

令和5年度税制改正大綱のポイント

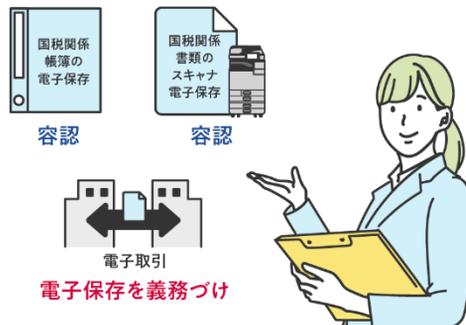
本チラシでは、令和4年12月23日に閣議決定された令和5年度税制改正大綱をもとに、今後の電子帳簿保存法の対応に関して知っておくべきポイントを解説します。法改正への準備に役立つ内容となっておりますので、これを契機に、改めて電子化に着目いただき、お客様のDX推進にお役立ちできれば幸いです。

1. 電子取引の電子保存義務は予定通り。

- ・ 宥恕措置は予定通り、令和5年12月末で終了
- ・ 令和6年1月以降は電子取引要件を守った電子保存が必要。ただし、相当の理由がある場合には電子と紙を二重で保存すること等を条件に、紙での保存も許される
- ・ 年商によって、電子保存時に可視性は不要。

2. スキャナ保存における要件が令和6年より一部緩和

- ・ 入力者情報の保存が不要に。
- ・ スキャナで読み取った解像度、階調及び大きさに関する情報の保存は不要に。ただし、内容が明瞭に見える状態で電子化（スキャン）することは必須。
- ・ 帳簿との相互関連性は契約書・領収書・請求書・納品書等の重要書類に限定



Q1 | 電子で送受信した書類データを準備が間に合わず紙で印刷保存をしています。宥恕措置は延長されますか？

A1 | 宥恕措置は延長されず、令和5年12月末に終了します。
令和5年度税制改正大綱に記載された通り、電子取引の電子保存における宥恕措置は令和5年12月末をもって廃止されます。事前の準備や運用に慣れる期間も必要ですので、早めに電子保存の準備をしておきましょう。

Q2 | 宥恕措置が終了する令和6年1月以降の電子取引について、相当の理由があれば紙で印刷保存して良いと聞きましたが本当ですか？

はい。電子データのダウンロードに応じられれば、紙でも印刷して保存することが許されます。つまり、電子保存は必ず必要で、同じ取引を電子と紙で二重保存することになります。

A2 | 令和5年度税制改正で、宥恕措置が終了した令和6年1月以降の電子取引について要件に沿った電子保存を行うことができない場合、紙で印刷して保存して良いとされました。ただし、その場合は下記の①～③をすべて満たす必要があります。

- ① 所轄税務署長が相当な理由があると認める
- ② 電子取引を紙として保存し、税務調査時に提示又は提出できる（整然とした形式及び明瞭な状態で出力され、取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理された状態）
- ③ 電子取引を電子として保存し、税務調査時にダウンロードの求めに応じられる

保存する電子データ（③）は税法上、保存期間（最大11年2か月）改ざんや削除を防止しながら保存する義務があります。紙と電子での二重管理は手間がかかりますので、電子のみでの保存が進められるよう令和5年中に電子帳簿保存法の電子取引への対応は終わらしましょう。